

計画書1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、当協会という）、株式会社サカタのタネ（以下、サカタのタネという）、サカタのタネグリーンサービス株式会社（以下グリーンサービスという）、株式会社オーチャー（以下、オーチャーという）の4社で構成するグループです。

当協会は、神奈川県内における都市緑化と自然環境保全に貢献する高い意識をもち、これまで40年にわたり数多くの県立都市公園をしっかりと管理してきました。

その結果、県の指定管理業務評価において、「特に優良」の評価を平成22年度に4公園、平成23年度に3公園、平成24年度に5公園でいただきました。その他のほとんどの公園についても「優良」の評価を得ています。

県立都市公園の指定管理業務にあたっては、「これまでの経験から得た各県立都市公園の設置目的への理解に基づき、行政の代行者として県民の福祉健康や緑・環境の保全を実現すること」と、「各公園を神奈川県の魅力向上に資する貴重な財産ととらえ、県民をはじめとする利用者の皆さまに平等に、その価値を提供し続けること」が当協会の使命であると考えています。

サカタのタネ及びグリーンサービスは、これまで「花と緑の魅せ場をつくる」ことをテーマに、グローバルな種苗メーカーとしてノウハウを生かす独自の緑化提案を実現してきました。海外ネットワークを活かし、本公園でも、環境条件に最も適した芝種子を使用しています。グリーンサービスは、サカタのタネの造園緑花部を分社化した同社の100%子会社で、芝生管理の実務を担当します。

サカタのタネは平成9年に神奈川県唯一の国際Aマッチ競技場である「横浜国際総合競技場」の天然芝を施工し、芝生管理では平成22年から3年連続でJリーグベストピッチ賞を受賞しました。他にも県内のグラウンド造成整備や芝生管理に多く関わっています。また、県立相模原公園の指定管理者として、当協会とグループを構成しグリーンハウスの運営などにおいて、従来培ってきた技術力を駆使し、魅力的な公園づくりに取り組んでいます。

オーチャーは、創業当初より30年にわたり、官公庁をはじめとする施設の維持管理・環境整備を行ってまいりました。神奈川県庁第二分庁舎常駐設備管理や、保土ヶ谷公園の駐車場料金管理業務、「かながわアートホール」の清掃及び環境衛生業務を受託し、快適な環境を提供しています。また、平成18年からは県立辻堂海浜公園の指定管理者として、当協会とグループを構成し、プール運営、警備、メンテナンスなどを担当し、高品質なサービスの提供に努めた結果、辻堂海浜公園は平成24年度の県の指定管理業務評価において「特に優良」の評価を得ています。

私たちは、保土ヶ谷公園において、これまでの経験と各社の高い専門性を活かしながら、指定管理者としての理念を共有し、以下の運営の考え方にもとづいて、高水準な利用環境の維持と利用者満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。

■安全で快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県内の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが安心して快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性をふまえた災害への備えの強化

■より高い公益性の発揮

これまでに培った経験と財産を活かすとともに地域や関係団体との信頼関係とネットワークを活かし、地域社会に貢献します。

- 神奈川県「かながわ未病改善宣言」に賛同し、具体的に取り組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用



公園周辺での緑化活動

■効率的、効果的な管理運営

公の施設として、常にVFM（バリューフォーマネー）を意識し、最小のコストで最大の効果を発揮する効率的、効果的な管理運営を目指します。

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮
- 大型機械の導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用
- 従来からの信頼関係にもとづいた地域連携力の活用
- 防災と環境保護のための特定資産の活用

（２）当該公園の特性を踏まえた管理運営方針

■本公園の特性

本公園は、スポーツの普及と県民の健康増進に寄与することを目的として、戦後間もないころに開園した県内初の運動公園です。高校野球の舞台として有名な「サーティーフォー保土ケ谷球場」をはじめ、プロチームの試合でも使用される天然芝のサッカー場、人工芝のラグビー場、テニスコートなど良好なスポーツ環境が整い、ハイレベルな競技から市民スポーツまで幅広く利用されています。

一方、四季折々の草花が楽しめる「かながわの花の名所100選」に選ばれており、緑や自然とのふれあいが感じられます。また、子どもたちに人気の高いプールや、ピクニック広場などのレクリエーション機能が充実し、健康づくりの場としても親しまれています。県による公園の再整備の結果、「池・流れ」や広場等の整備によって更に機能が拡充され、これまで以上に多彩な「公園の楽しみ方」を味わえるようになりました。

敷地内には「かながわアートホール」があり、園内ではスケッチや撮影などの創作活動が盛んに行われるなど、文化活動の拠点としても利用されています。

さらに、本公園は市街地の人口密集地における貴重なオープンスペースであり、広域避難場所並びに広域応援活動拠点に指定されており、地域の防災拠点としての機能も重要な役割のひとつとなっています。

■本公園の総合的な管理運営方針

私たちはこれまで、本公園を人々のコミュニケーションの場ととらえ、スポーツ・健康・みどりなどをテーマとした様々なイベントや利用促進策によって、にぎわいのある公園づくりに取り組んできました。今後は、スポーツや健康づくりをきっかけとした交流の場づくりにも力を入れ、本公園における人々のふれあいづくりを一層進めていきます。

このような考え方にもとづき、本公園の総合的な管理運営方針として「スポーツ・みどり・健康あふれるコミュニティパーク」をキャッチフレーズに掲げました。

この方針に従って、下記の4つのテーマを柱とし、県民をはじめとする利用者の皆さまが本公園での活動を通じて新しい発見や感動を味わい、心身ともに豊かな生活を実感していただけるよう適切な管理運営を行います。

スポーツ・みどり・健康あふれるコミュニティパーク

①「する・みる・ささえる」
スポーツの支援

②レジャーやレクリエーション
を通じた健康づくりの促進

③憩いと交流の機会を創出

④防災機能の確保

①「する・みる・ささえる」スポーツの支援

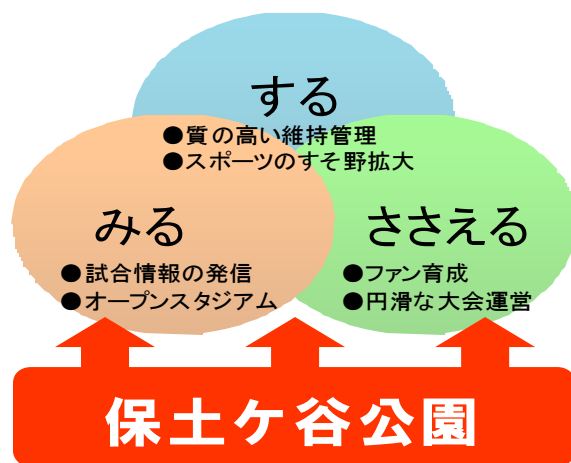
唯一の県立運動公園として恵まれた競技環境を引き続き高水準に維持するとともに、効率的な管理を心がけ、利用者の満足度向上に努めます。さらに今後は、交流促進や情報発信の機能を高め、「する」スポーツだけでなく「みる」、「ささえる」といった側面からもスポーツに触れる機会を提供し、より多くの方々にスポーツを楽しんでいただくための環境づくりを目指します。

○管理基準を上回る維持管理を行い、質の高い競技環境を維持します。

○施設を有効活用し、スポーツを「する」機会の拡大を図ります。

○本公園で行われる大会情報の発信などにより、スポーツを「みる」楽しさを幅広く伝えていきます。

○円滑な大会運営やスポーツ振興などのスポーツを「ささえる」人たちを支援します。



【2019 年度実施計画】

- 硬式野球場やサッカー場は、サカタのタネ及びグリーンサービスのノウハウを活かし、良好なグラウンドコンディションを維持し、高水準の競技環境を提供します。
- 各施設で開催される大会情報を HP ページ等で発信するとともに、ラグビー場等でのオープンスタジアムを実施し、スポーツ観戦やサポーターとして参加するスポーツの楽しさを伝えます。
- 利用調整会議や選考会を開催し、数多くの利用団体と運動施設での大会日程調整を行ったうえで、大会の際にはグラウンドだけではなく、その周辺環境を整えるきめ細かい運営を行います。
- ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う、関連した様々な活動等について積極的に協力・連携し、大会を支援していきます。

②レジャーやレクリエーションを通じた健康づくりの促進

県の「未病を治すかながわ宣言」をはじめとした県の施策と連動し、本公園を県民の健康づくりの場として活用していただけるよう、様々な情報発信やプログラムの提供に努めます。また、施設を有効活用し、新たな公園の楽しみ方を発掘、提案して利用を促進します。

- 「健康づくり」をテーマとした様々な教室を開催します。
- ウォーキングマップ作成など、健康づくりにつながるサービスの向上を図ります。
- サッカー場の芝生解放デーを設け、ヨガ体操などを展開します。



サッカー場でのヨガ体操

【2019 年度実施計画】

- 地域や各競技団体と連携し、サッカー教室やラグビー教室など、スポーツや健康づくりに関する定期的なイベントを開催し、リピーター拡大を目指します。
- 県の「未病を治すかながわ宣言協力活動登録制度」に登録し、県や市町村が実施する健康づくりに関する事業実施や情報発信に協力します。
- サッカー場の開放による裸足芝生体験や乳児から高齢者までは幅広い年代のためのヨガ教室など、楽しみながら健康づくりに取り組む機会を提供します。

③ 憩いと交流の機会を創出

利用者が公園での活動を通じて新しい発見や感動を実感し、交流を深められるよう、様々なイベントの開催や植栽の充実等により魅力を向上させ、利用を促進します。

- 「四季彩のプロムナード」など園内の植栽環境を一層充実させます。
- ギャラリーの活用とアートホールとの連携により、文化交流の機会を拡大します。
- 多目的ルームを展示コーナーとして充実するとともに、ホームページでの情報発信を強化します。
- 学校や地域との連携が深められる場の提供を行います。

【2019年度実施計画】

○サカタのタネ及びグリーンサービス独自の園芸植物やイチョウ、モミジ、ウメなど「四季彩のシンボル」の追加や魅力アップにより、「四季彩のプロムナード」として年間を通した彩りを魅せていきます。

○ギャラリーでの絵画、写真作品展示とともに、ワークショップを開催し、利用者との交流の場として活用していきます。また、アートホールとイベント掲載やパンフレットの配架など、情報発信で連携を図ります。

○近隣の学校等教育機関の様々な校外活動に協力し、公園での活動を通じて地域との交流を深める場の提供を行います。

○近隣の保育園等にて食育支援の一環として、施設内での野菜栽培を園と協働で実施します。

④ 防災機能の確保

本公園は広域避難場所、広域応援活動拠点として指定されているため、県や横浜市と連携し防災体制を整えるほか、備蓄品を充実させ防災機能を強化します。

また、地域や利用者との連携した訓練などを通じて防災意識の向上を図ります。

○県、市等と連携し、防災体制を整えます。

○地域や利用者との連携し防災意識向上に取り組めます。

○自主的に、食糧や水などの備蓄品を充実します。

○日頃から防災設備の点検、整備を徹底します。

【2019年度実施計画】

○大規模地震発生時の参集体制と配備体制を明確にし、県や横浜市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。

○「森のあそび」や「プレイパーク」において、防災をテーマとしたイベントを開催します。

また、高校野球連盟や保土ケ谷消防署と連携し、硬式野球場やサッカー場において避難訓練を実施するなど、地域や利用者の防災意識向上に取り組めます。

○自主財源を活用して水や災害用トイレなど災害対応物品を独自に備蓄します。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針**■ 平等な利用の確保**

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者の責務に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方々が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取り組めます。さらに、あらゆる方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取り組めます。

【2019 年度実施計画】

○様々な利用者に納得して頂けるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、他の施設と併せた苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

○朝礼時の連絡・報告等で職員全員が最新の業務に関する情報を把握する他、全体会議や書面による情報共有を行う事により、利用者にさらに詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

■利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。

特に、本公園では従前から、周辺の自治会や近隣の学校、利用団体とのつながりが強く、イベントや防災訓練などにも積極的に参加していただいています。これからも地域の一員として地域住民、運営協議会、関係機関等と協力し、一体となって公園づくりを進めます。

【2019 年度実施計画】

○利用者満足度調査を実施し利用者ニーズを的確に把握し業務改善に反映します。また、接遇やサービス面に重点をおいた「公園モニター制度」の仕組みづくりを行います。

○競技団体や行政機関、地域住民とスポーツ・文化・防災といった様々な分野で連携し、一体となった活動に取り組み、公園の魅力拡充に繋がります。

■環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

管理運営にあたっては当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。

これに加えて、野球場やプールなど多くの利用者が訪れる施設では、ゴミの分別や減量への協力を呼び掛けます。

さらに地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組みを通じ、これからも身近な環境を大切にしていきます。

【2019 年度実施計画】

○「環境マネジメントシステム」を実践し、年1回の自己評価を実施しながらPDCAサイクルによるシステム運用を行います。

○グリーン購入や照明のLED化を行い、環境負荷軽減に取り組みます。また、伐採木や剪定枝をチップ化して園路や樹林地等に敷設し、植物発生材の有効利用に努めます。

計画書2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

本公園は天然芝のサッカー場をはじめとする運動施設を中心に、高品質できめ細やかな維持管理が求められています。また、プールの運営についても、専門的な資格を有する人材の配置と安全で衛生的な施設運営が必要です。

このように専門性の高い業務を安定的に継続するためには、できるだけ直営で行うべきとの考えに基づき、専門性に長けた3社とグループ代表とのグループを構成します。

その上で、法律等で定められた点検業務、専門技術や資格、専門機械類を要する業務、危険性を伴う業務については、効率的、効果的な観点から外部委託します。また、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることが相応しい業務等については、外部委託します。

■ 具体的な委託業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	高木の剪定業務、危険木処理等	樹勢悪化木・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため
	草地管理	芝刈作業、エアレーション業務等	機械による芝刈作業等	広範囲に集中して人員を投入するため
施設管理	法定点検 定期点検	電気工作物、噴水設備、自動ドア、遊具、エレベーター等の点検	電気事業法による法定点検や建築基準法・遊具指針などによる点検	法律の定めに基づき実施するため
	野球場等 管理	硬式野球場等のグラウンド管理等	硬式野球場のグラウンドクレイ管理等	専門的技術を要するため
	警備業務	宿直警備 巡回警備 特別警備	管理事務所での宿直警備 公園内の巡回警備 高校野球大会交通誘導警備	免許・専門的技術を要するため
清掃管理	設備清掃	建物等清掃・点検	建物等清掃	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	粗大ゴミ・不法投棄	ゴミ・残材搬出	免許が必要な専門業者



高校野球交通誘導警備



高木管理



(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化しています。

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け、幅広く応募していただけるように、募集内容を協会ホームページや公園の掲示板に張り出すなどして、広く公表しています。

委託先は原則として、県の競争入札参加資格者名簿に登録された者から選定し、業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について地元を優先する地域要件を設けています。

選定に関する規程

- ・ 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・ 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
- ・ 競争入札参加要件等選定委員会要領
- ・ 競争入札参加要件設定に係る基準
- ・ 指名業者選定基準

(3) 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携といった視点からも効果が期待できるため、本公園では下表のとおり、9割以上の業務を横浜市内の企業を中心とした県内企業に委託してきました。

また今後とも、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人、NPO法人等の地元非営利団体の活用も図り、引き続き地域の力を活用していきます。

【地域企業への業務委託実績】

単位：件

事業所所在地	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
横浜市内	43	91	78	243 (県内比率 89.3%)
神奈川県内	3	8	20	
県外	6	13	10	29
合計	52	112	108	272

(年間実績報告書に基づく委託金額 10 万円以上の件数)

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

私たちの本公園における維持管理の実績については、平成 24 年度の県指定管理業務評価の施設管理の部門で「s」評価を得るなど高い評価をいただきました。

今後もゾーンごとの運営方針を踏まえながら、公園管理運営士などの資格者を配置して、管理基準を上回る質の高い維持管理を目指します。

本公園は住宅地に囲まれていることもあり、近隣の住民から親しまれるような花壇や芝生等の管理をしています。また、住宅に隣接する外周部の斜面地の倒木や危険木を早期発見、早期対処するため、経験豊富な職員が巡回点検を行うほか、樹木医を定期的に派遣して樹木診断を行うなど安全確保に留意した樹林管理を行います。

常に園内の清潔さを保つため、日常清掃に加えて、植栽作業やパトロールの際、職員が意識的にゴミを拾ったり、簡易な清掃を行い美観の維持を徹底します。

また、建物や設備の老朽化が進んでいるため、効率的かつ確実な保守点検によって、傷んだ箇所を壊れる前に修繕し、施設の長寿命化を図ります。

受付業務では、親切で丁寧な対応に心がけます。特に運動施設利用については、硬式野球場、サッカー場、ラグビー場の数多くの利用団体との利用調整が必要なため、専門的な知識と経験をもつ職員を配置します。

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

■利用ニーズに応じた運動施設の管理

本公園は長年、県民のスポーツの拠点として親しまれ、非常に人気の高い施設です。

硬式野球場、サッカー場、ラグビー場は、プロチームの試合や全国レベルの試合・大会にも使用され高水準な競技環境の維持が求められます。

また、テニスコートや軟式・少年野球場、体育館など一般利用が主体となる施設では、安全性と快適性の確保に力を入れるなど、長年の管理経験を活かし利用者ニーズに応じた維持管理が必要です。

特に、硬式野球場、サッカー場、ラグビー場の3大スタジアムでは、利用調整会議等の事前打合せを行った上で、大会の際にはグラウンドだけではなく、その周辺環境を整えるきめの細かい運営を行います。これにより、スポーツを「する」人だけでなく、「みる」「ささえる」人にも使いやすく、楽しむ場として優れた利用環境を提供し、スポーツを支援していきます。



硬式野球場利用調整会議

○硬式野球場

硬式野球場は春・夏・秋の高校野球神奈川県大会や社会人野球、女子ソフトボールリーグの舞台として広く県民に親しまれ、高水準の競技環境を提供する必要があります。また、大会が20日以上にわたることもあり、スムーズな大会運営への配慮が必要です。さらに一般利用の人気も高く、年間を通じて土日祝日の利用はほぼ100%のため、グラウンドコンディションの維持に万全を期し、安全で快適な利用環境を確保します。

○サッカー場

日韓ワールドカップ開催を機に整備された天然芝のサッカー専用グラウンドで、Jリーグの公式試合やオリンピック代表チームの練習にも利用されるほど高い管理レベルが求められます。

そのため、プロチームのグラウンド管理経験を持つサカタのタネ、グリーンサービスを中心に、そのノウハウと技術力によって良好なコンディションを維持します。また、大会利用調整担当とグリーンサービスが連携し、下記のような取り組みを行うことで、できるだけ多くの方に優れた競技環境を提供します。

これによって、一般的な天然芝グラウンドの利用可能時間は年間 300 時間程度であるのに対し、本公園では約 480 時間以上の利用を可能にしています。



サッカー場
芝生スーパー作業

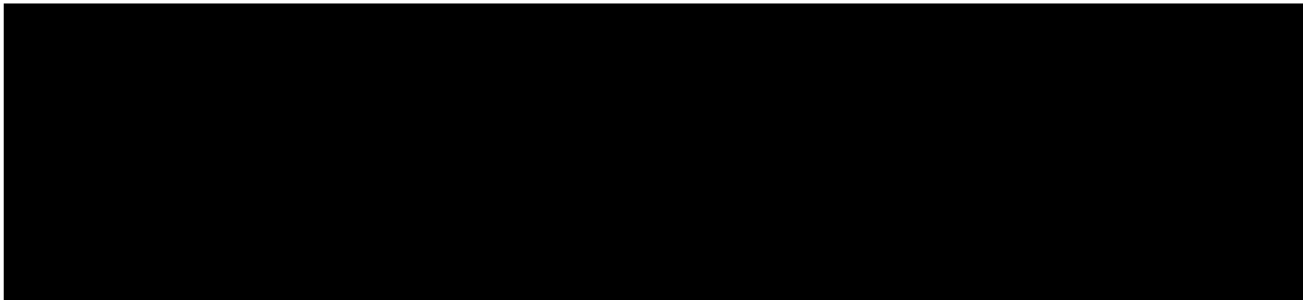
○ラグビー場

2007 年にクレーから人工芝グラウンドに改修されたラグビー場は、高校や大学の大会が開催されるほか、サッカーやグラウンドゴルフなど他競技の利用も多く、多様な競技に適切に対応したコンディション維持が必要です。良質な状態をできるだけ長く保つため、細かな劣化や傷に早急に対処し、均一な人工芝葉を維持します。

また、競技の特性や文化を考慮し、競技終了後の交流や観戦時にも快適に過ごせるようクラブハウスや観客席の清掃を徹底します。



ラグビー場
ブラッシング作業



○その他の運動施設

※青文字は管理基準以上の提案です

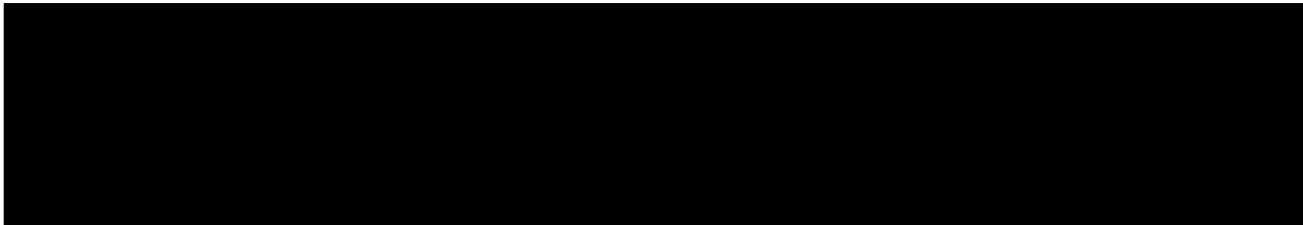
施設	特性と課題	維持管理のポイント
軟式野球場・少年野球場	土日祝日を中心に市・県レベルの野球大会が開かれる。国体や総体のソフトボールの試合や、日本女子ソフトの練習場にも利用され、幅広い利用ニーズに対応した管理が必要。少年野球などでも人気が高く、利用頻度が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・直営作業による維持管理 ・雨天後の水はけ状況に注意し、的確な利用可否の判断 ・軟式野球場は毎週1回、少年野球場は月に2回の定期整備日を設定
テニスコート	利用頻度が大変高く、消耗が激しい。またシーズンによっては落葉などが多く、安全確保のためにこまめな清掃が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準以上の清掃（落葉時期等） ・月1回の整備日を設定し、目砂補充、ブロー機散布、ブラッシング等整備を実施
体育館	老朽化が進んでいるため、安全点検と事故防止には万全の対策が必要。また、清潔さを保つため、日常的な清掃と定期清掃によって美観の維持に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・床にホコリや汗、油脂が付着しないよう、利用後のモップかけ等の清掃と定期的なワックスかけを実施 ・整備日を設定し、体育館の定期清掃を実施
運動広場・ミニ運動広場	ゲートボールやランニングなど、多様に利用される広場だが、土日祝日や高校野球開催時などの混雑時には臨時駐車場として利用。	<ul style="list-style-type: none"> ・広場としての利用と臨時駐車場としての利用を適切に判断 ・ライン引きや使用後の不陸作業等をできるだけ短時間でを行う

○プール

25Mプール、ウォータースライダーや幼児プールなどがあり、年間 33,000 人が訪れ、夏休み時期には入場制限を行うほど人気が高い施設です。そのため、ろ過システムや更衣室の清掃など、こまめにメンテナンスし安全で衛生的な管理を行います。



ウォータースライダーの監視



■安全性と快適性を重視した広場、レクリエーション施設の維持管理

園内には数々の花木や草花があり、整備されたあそび場や広場も数多くあります。日常的な利用から週末のレクリエーション利用まで安全で快適な管理を行います。

施設	特性と課題	維持管理のポイント
ピクニック広場等	春から初秋にはファミリーや遠足でにぎわう他、散歩利用やランニング利用も多い。周辺に落葉樹や老木が多く、台風や降雨などの前後には枝折れ、落ち葉等への対策が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 安全な衛生状態を保つため、水飲み場や手洗い場、トイレなどの清掃や園路のゴミ清掃を適切に実施 台風前後に高木枝折れの点検と落ち枝処理を実施 低木の刈り込み、剪定
上池、下池	修景施設として、水循環システムの維持管理を重視。美観の維持に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 集水口の土砂や落ち葉、ゴミなどを定期的に除去し循環システムを定期点検 夏場は水抜きして流入土除去、清掃 使用頻度の高い手押しポンプ井戸は、器具点検と消耗品交換を適宜実施
遊具施設	花見台広場、アスレチック広場、遊具広場など、園内の色々なエリアに点在している。老朽化した遊具が多く、事故防止策の徹底が重要。	<ul style="list-style-type: none"> 巡回時には必ず目視による安全点検とゴミ清掃を実施 不具合の早期発見、早期修繕の徹底 遊具修繕履歴を記録し情報を共有

■特性に応じた適切な植物管理

植物管理にあたっては、樹木の成長等に配慮し、育成管理計画に沿った維持管理を行います。園内には大木や老木が多いため定期的に点検し、早急な対応に努めます。

特に外周部を中心に近隣住宅への影響に配慮した樹木管理が必要なことから、当協会は平成24年度に外周部をブロック分けし、独自の危険木調査を実施し、その結果に基づいて県と協議しながら順次処理を続けています。

また、芝地・草地は利用状況に応じて適切に管理し、快適性の確保と魅力向上を図ります。

※青字は管理基準以上の提案です。

施設	特性と課題	維持管理のポイント
樹林地	隣接する住宅との距離が近いため、危険木等に十分注意するとともに、周辺への影響をできるだけ軽減する必要がある。また、山野草などの保全など、環境への影響を考慮した維持管理が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 被圧木の間伐・除伐の実施 山野草の生育状況の把握、除草時期や回数に配慮 間伐や民地との境界部の草刈り、落葉清掃等の管理 必要に応じ、市道沿いのイチョウ並木の車道限界値までの剪定
梅園	木が育ち過ぎ、梅林の高密度化・高林齢化が進んでいる。花見の名所としても注目度が高く、冬場のにぎわいづくりの核として計画的な管理が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 樹木医による生育状態のチェック 3～5年の長期計画を策定し、適切な梅林の剪定 良い花を咲かせ、観賞しやすくなるよう、花の位置を下げる剪定の実施
芝地・草地	ピクニック広場等は園内の貴重な芝生のオープンスペースであり、景観と快適性を保つ必要がある。少年野球場下、プール外周などの草地では不法投棄やハチなど害虫の防止が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 芝生の快適性維持のため、夏場は管理基準を上回る週1回の芝刈りを実施 草地管理では管理基準を上回る年6回以上の除草を実施
花壇の充実	1年中見どころの絶えない花修景づくりを目指す。敷地の広さから、広範囲にわたる整備が求められ、効率的・効果的な管理が不可欠。県民協働の活動の場としても活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 園路沿いを中心とした花修景の整備 ボランティアとの連携による花壇管理 国旗花壇やウォーターフローティング花壇等の整備

○花のプロムナードを“四季彩のプロムナード”として充実

私たちはこれまで、イチョウ坂から花見台広場までのエリアを「花のプロムナード」として草花の植栽を進めてきました。さらに今後は、サカタのタネの豊富な園芸植物やイチョウ、モミジなど「四季彩のシンボル」の追加や梅園の魅力アップにより、「四季彩のプロムナード」として、年間を通した彩りを魅せていきます。

四季彩のシンボル	
春	・桜 ・チューリップ
夏	・アジサイ ・サンパチェンス
秋	・イチョウ ・モミジ ・フォーチュンベゴニア
冬	・クリスマスローズ ・水仙 ・梅



春：チューリップ



夏：サンパチェンス



秋：モミジ



冬：梅

◆◇「みどり香るまちづくり」コンテスト銀賞受賞 ◇◇

平成 22 年に、グループ代表とNPO法人が共同で提案した、公園周辺のバス停とそれに続く広場などにおいて花修景を創出し、地域の豊かな環境づくりに貢献する企画案が、環境省主催の「みどり香るまちづくり」コンテストで銀賞を受賞しています。



バス停周辺の花修景

■維持管理の水準を担保するための取組み

業務の集約化、省力化と無駄の見直し等により業務の効率性を高めるとともに、施設の現状をふまえた確実な維持管理を行います。なお、効率化により生み出された時間・費用は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当し、維持管理の充実化を図ります。

有資格者による業務の推進	・公園管理士、プール管理責任者、グリーンアドバイザー等有資格者の配置
業務効率化の取組み	・管理マニュアルの整備 ・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積 ・PDCAに基づく効率化
管理基準を担保する仕組み	・定期的なモニタリングの実施 ・自己点検表を用いた確認と検証 ・施設特性をふまえた専門業者への業務発注
コスト削減の工夫	・複数年契約や物品の一括発注 ・植物性廃棄物をリサイクルチップ・たい肥として活用 ・ゼロエミッションの推進

< 付属書類 > 年間維持管理計画表 (別添)



計画書4「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

本公園はスポーツ施設を中心として、レクリエーション施設や四季の移り変わりを表す花や緑など、様々な楽しみ方ができる多目的型の運動公園です。

スポーツや健康づくりに関する教室や定期的なイベントによってリピーター拡大を目指すとともに、閑散期の施設の有効活用や利用時間の拡大、サービスの向上などにより、更なる利用促進を図ります。

■「する・みる・ささえる」スポーツの支援を目的としたイベントの開催・情報の発信

県立公園の中で唯一の運動公園として、地域や各競技団体と連携し、様々なスポーツ機会を提供します。

また、スポーツ観戦やサポーターとして参加するスポーツの楽しさを伝え、「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」といった側面から、スポーツに親しむ機会を提供することで、幅広い利用促進を図ります。

○スポーツイベント、教室の開催

定期的なスポーツイベント・教室	<p>【春】ラグビーフェスティバル、ふれあい芝生体験（サッカー場）</p> <p>【秋】桜丘高校サッカーフェスタ、ママさんバレーボール大会、ママさんバトミントン大会、神奈川新聞野球教室、ふれあい人工芝体験</p> <p>【春・夏・秋】芝生ふれあいサッカー教室</p>
競技団体との共催による大会実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ラグビー協会との連携により「女子7人制ラグビー保土ケ谷マッチ」の提案 ・プロ野球選手会との共催による「キャッチボールクラシック大会」の開催 ・横浜FCなどと連携し、「保土ケ谷インビテーションマッチ」の提案

○「オープンスタジアム」の実施

社会人野球大会後のマウンド体験、ラグビー大会後の人工芝体験、Jリーグチーム利用後のピッチ体験など、試合観戦と試合後のグラウンド体験を組み合わせたイベントを野球協会、ラグビー協会、横浜FC等との協働で開催します。その際、解説員がついて説明を行うことで、各競技のすそ野拡大を図り、スポーツ競技の振興を支援します。

○「保土ケ谷3大スタジアムツアー」の実施

施設に重点をおいたイベントとして、硬式野球場、サッカー場、ラグビー場という3つのスタジアムを、職員が解説をしながら見学するツアーを開催します。一般には入ることのできないスタジアムのバックネット裏や室内練習場などの見学のほか、グラウンドやピッチに降り、選手がプレーした興奮をそのまま体感し、より感動を深めてもらうイベントです。

○スポーツに関する情報発信機能の強化

本公園を様々な立場からスポーツを楽しむための場として、利用者にスポーツの試合予定や結果を発信し、スポーツの支援をします。

試合スケジュール、経過・結果の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設で開催される大会情報や試合の見どころ、試合の経過・結果等を発信し、本公園で開催する大会、試合の観戦者を増やすとともに、リアルタイムでの試合結果や予定が解るようにする（場外スコアボード板・SNS・HPなど）
スポーツに関するコミュニケーションの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事務所の多目的スペースやロビーにおいて、各競技団体、スポーツチーム等、利用団体が対戦相手やメンバー募集など自由に情報発信できる掲示板や情報発信ツールを提供

各種スポーツに関する資料展示

- ・多目的ルームやギャラリーを活用し、神奈川新聞社との共同事業として高校野球写真展を実施
- ・サッカー、ラグビー等、本公園で行われる競技に関するスポーツ写真展を開催
- ・管理事務所ロビーで、県の野球史に長い伝統を誇る硬式野球場の歴史展示を常設

【2019 年度実施計画】

- サッカー教室やラグビー体験などスポーツの定期的なイベントによって、「する」スポーツの楽しさを伝えるとともに、リピーターの拡大を目指します。
- スポーツ観戦やサポーターとして参加するスポーツの楽しさを伝え、「みる」「ささえる」スポーツの側面からスポーツに親しむ機会を提供するため、競技団体との共催大会や、試合観戦と試合後のグラウンド体験を組み合わせた「オープスタジアム」、「保土ヶ谷3大スタジアムツアー」を競技団体と連携しながらイベントを実施します。
- 大会主催者や運営担当者と連携し、各施設で開催される大会情報を相互のHPでの情報発信することでスポーツの支援をします。
- ギャラリー等を活用してスポーツに関わる展示会を開催し、スポーツに親しむ幅広い利用促進を図ります。

■運動施設の利用促進

各運動施設は利用率が概ね9割を超え、利用促進の余地が限られていますが、平日については利用の低い時間帯があるため、平日料金を低く設定したり、利用時間の見直しを県と協議し検討することによって、一層の利用促進を目指します。

現在は体育館の夜間利用を試行しており、その結果、利用者数が約1,200人(4.5%)増加しました。このことは、県の指定管理業務評価でも「S」評価を得ています。これを踏まえて、他施設についても右表のとおり利用時間の拡大等の試行について、県と協議し、利用者サービスの向上を目指します。

体育館	・早朝、夜間の利用時間拡大 ・卓球室の個人利用の受入
テニスコート	・夜間、早朝の利用時間拡大
ラグビー場	・平日料金の設定 ・土日祝日、早朝の利用時間拡大
サッカー場	・利用日、利用時間拡大 天然芝を高水準で維持しつつ、週1日の利用日拡大
軟式野球場 および 少年野球場	・平日料金の設定 ・グラウンドの降霜状況調査結果を踏まえ、冬季(3/1~15)の利用期間拡大

【2019 年度実施計画】

- テニスコートの早朝利用時間や体育館の夜間利用時間を拡大し、県との協議結果に基づき、利用者サービスの向上を推進していきます。
- サッカー場、ラグビー場や軟式野球場・少年野球場の利用拡大について検討し、一層の利用促進と利用者サービス向上を図ります。

■閑散期の運動施設の有効活用

本公園は一年を通じて利用の高い施設ですが、平日の昼間など、ごく一部の時間帯、施設について、下記のような取組みによって更に利用促進を図ります。

○ニュースポーツに対する活動支援

体育館やラグビー場、少年野球場等では、ディスクゴルフ、バウンドテニスなどの受入に関しても積極的に対応し、ニュースポーツを支援することで平日の施設の利用稼働を促進していきます。

○閉場期のプールの活用

プール清掃前に水中に産み落とされたヤゴを採取する「ヤゴの救出体験教室」を開催し、子どもたちに自然観察の機会を提供します。

○運動広場の活用

お正月の地元少林寺拳法の寒稽古や、近隣老人クラブのゲートボール大会を受け入れ、利用調整を行うことで運動広場の多目的利用を推進していきます。

【2019 年度実施計画】

○少年野球場等の一部の運動施設について、利用稼働の比較的低い平日の利用促進を図るため、グランドゴルフ等などの受入れに関して積極的に対応し、ニュースポーツの活動を支援します。

○プールの営業終了後には、プールの水を利用し、幼児プール等にヤゴが生育する環境を整え、近隣幼稚園などと連携してヤゴを採取する「ヤゴの救出体験教室」の開催を行います。

○近隣小学校や幼稚園の遠足、課外学習等の学校行事の実施日程を調整しながら、運動広場での近隣老人クラブ連合会等のゲートボール大会の受け入れを行い、運動広場の多目的利用を推進していきます。

■県の施策等と連携した健康づくりを促進

「未病を治すかながわ宣言」「3033 運動」「健康づくり講座」など、楽しみながら健康づくりに取り組む機会を提供します。

○乳児から高齢者まで幅広い年代のためのヨガ教室の開催

○サッカー場の開放による裸足芝生体験の実施

○ノルディックウォーキング教室の開催

○ラジオ体操の推進



幼児から高齢者までの
ヨガ教室

【2019 年度実施計画】

○県の「未病を治すかながわ宣言協力活動登録制度」に登録し、県や市町村が実施する健康づくりに関する事業実施や情報発信に協力します。

○春、秋にはサッカー場の開放による裸足芝生体験や乳児から高齢者までは幅広い年代のためのヨガ体操など、健康づくりの場として活用して頂けるよう様々なプログラムの提供に努めます。

○地元企業と連携したノルディックウォーク教室を開催します。

■新たな魅力づくりと交流機会の充実

園内施設の有効活用や植栽、花壇の整備などによって新たな魅力を創出するとともに、交流機能を高めます。

○四季彩のシンボルを活かしたイベント

「四季彩のプロムナード」の充実化に合わせ、国旗花壇や六角花壇、噴水花壇などを回遊する、「四季彩のシンボル」を活かした季節イベントを開催し、年間を通した集客向上を図ります。

四季彩のシンボルを活かしたイベント	
春	チューリップ球根の植え付け（10～11月）
夏	サンパチェンスの植え付け（6月）
秋	イチョウ並木の積極的な情報発信（11～12月）
冬	梅まつり（2月）



秋：イチョウ並木の色づき

○パークセンター機能の強化

公園管理事務所をパークセンターとして機能強化するため、県と協議の上、利用者が立ち寄りやすくするための入口の改修を行います。また、休憩スペースを設けるほか、スポーツ利用者や園内を散策する利用者に対して、大型モニターを設置し、高校野球の中継やイベント情報、花見どころ情報などを発信する交流スペースとしての利用を促進します。

○ギャラリーの活用による交流の場づくり

公園資料館を有効活用するため、ギャラリーとカフェを併設したことで、緑あふれるおしゃれな交流スポットとして定着してきました。今後はさらに、オープンデッキでのミニコンサートやワークショップを開催することで、利用者との交流の場として活用していきます。



吊るし雛の展示

公園資料館・多目的ルームを活用したイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画、陶器、パッチワーク他アート作品展示・ワークショップの継続 ・ 歌、楽器の音楽ライブ・コンサートの継続 ・ 地域サークルによるギャラリーでの企画展示 ・ 各種教室の継続開催（ヨガ・つるし雛・クラフト教室等）
-----------------------	--

【2019年度実施計画】

○サカタのタネ及びグリーンサービス独自の園芸植物やイチョウ、モミジ、ウメなど「四季彩のシンボル」の追加や魅力アップにより、「四季彩のプロムナード」として年間を通した彩りを魅せていきます。

○公園管理事務所の情報発信機能を強化し、利用者の交流スペースの利用を促進するため、県と協議し、多目的スペース等の入口やレイアウトなどの改修変更内容を検討します。

○ギャラリーでは、絵画や写真などの作品展示のほか、高校野球写真展などのスポーツに関する展示も開催します。また大人から子供まで楽しめるアート系のワークショップ等を開催し、利用者との交流の場として活用していきます。

■ イベント等の開催による一年を通じたにぎわいづくり

本公園を訪れるきっかけとして気軽に楽しめる大小のイベントや教室等を定期的に行い、施設の有効活用やイベント等によるにぎわいを創出します。

定期開催するイベント	<ul style="list-style-type: none"> 【冬・春】梅まつり 【夏】保土ケ谷キャンドルナイト 【秋】森の遊び 【冬】(初冬) イチョウ等紅葉観賞ウィーク 【毎月】フリーマーケット、プレイパーク、朝市
施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面樹林：プレイパーク、森の遊び ・池・流れ：水辺の観察会 ・噴水池：バンパーアクアボード
緑を活用した教室	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスリース教室、竹細工教室 ・緑のカーテン植栽イベント ・アマチュア芝生管理教室、園芸教室



池・流れの
保土ケ谷キャンドルナイト

【2019 年度実施計画】

○2019 年度イベント実施計画参照

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

グループ代表は、多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます。

■ 広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

独自の広報ツール	<ul style="list-style-type: none"> 当協会ホームページ、保土ヶ谷公園ホームページ（週1回更新） サカタのタネ発行の「園芸通信」 公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布
マスコミへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> TVK、FM横浜、神奈川新聞社等、地元メディアとの情報交換 Yokohama Walker、ぴあなどの情報誌等への情報提供
「首都圏みどりのネットワーク」との連携	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 首都圏公園スタンプラリーの開催
外部ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県情報サイトの活用 「かながわNow」（観光）、「PLANET かながわ」（生涯学習）等
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内へのポスター掲示・リーフレット配架等 横浜市営バス会社と連携したバスチラシでの公園紹介

■ 利用団体と連携した広報や地域のネットワークを活用した情報提供

これまで築いてきた利用団体との関係や、自治体・関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

利用団体	<ul style="list-style-type: none"> 大会について試合予定や見どころ等を相互のホームページで情報発信
自治体広報紙	<ul style="list-style-type: none"> 県広報紙「県のたより」、横浜市「広報よこはま」への掲載依頼
地域メディア	<ul style="list-style-type: none"> タウンニュース：保土ヶ谷版への積極的な情報提供により、毎週掲載される仕組みを構築 横浜ケーブルテレビ：イベント情報を提供し、多数のイベントの取材を受ける
回覧板、掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供

■ 外部イベント等でのPR

外部イベントやキャンペーンなどの機会を通じ、公園のイメージアップを図ります。

フォトコンテスト開催【毎年】	<ul style="list-style-type: none"> 県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等でのPR	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

■ 公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、上記のようなPR活動により、公園利用者数を、平成24年度実績722千人から今後10%増を目指します。あわせて、閑散期や平日空き時間帯の施設活用により、硬式野球場、サッカー場等の有料施設合計の利用者数を、平成24年度実績473千人から、今後480千人を目指します。



計画書 5 「自主事業の運営」

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業について、具体的な提案

私たちはこれまで、本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可等を受け、有料駐車場、自動販売機、軽飲食・売店及びオートテニスの運営を行ってきました。

このうち、県の平成 24 年度指定管理業務評価「有料駐車場の利用者対応」においては、「s」の評価を得ました。また、オートテニスやギャラリーカフェ、花見台売店などについては自主財源を投じて、利用者サービスの向上を図っています。

今後とも、自主事業にあたっては、民間も含めた同様な近隣施設の相場も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県横浜川崎治水事務所の許可を得て、実施していきます。

■有料駐車場

利用者の利便性向上を目的として、2箇所の有料駐車場を運営します。

有料期間	通年	営業時間	5:00～23:00
駐車台数	A駐車場：大型車 5 台 普通車 219 台 B駐車場：大型車 5 台 普通車 147 台 運動広場臨時駐車場：普通車 410 台		
駐車料金	最初の 1 時間	大型車：620 円 普通車：210 円 二輪車：無料	
	以降 30 分ごとに加算	大型車：310 円 普通車：110 円 二輪車：無料	
		上限額 大型車：3,000 円 普通車：1,000 円	

※駐車料金については、当協会が定める「県立保土ケ谷公園駐車場管理基準」に基づき、教育機関等、各種減免を実施します。

【2019 年度実施計画】

○平成 27 年度には、2 か所の駐車場について、不正駐車防止や効率的な駐車場運営を図るため、県との協議に基づき、駐車場管理機器を導入し機械化を行いました。これにより、有料時間は通年 5 時から 23 時までとなり、駐車場料金は時間制での運営を引き続き行います。

■自動販売機

利用者のサービス向上や熱中症予防の目的で、利用者の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。そのうち、一部の機械は災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」や車いすの方が購入しやすい「バリアフリー型ベンダー」を採用します。

設置場所	公園管理事務所脇、噴水広場、各野球場、ラグビー場、体育館内、アスレチック広場、ふれあい広場、運動広場、プール施設内等		
販売品目	清涼飲料水、アイス		
設置台数	25 台	営業期間	通年

■軽飲食・売店

スポーツ観戦やレクリエーションの際の飲食サービスを充実するとともに、コミュニケーションの場を提供することを目的として、園内の各所でカフェや売店を営業します。
 なお、各提供品目については、利用者のニーズに応じ適宜見直しを行います。

○公園資料館内ギャラリーカフェ

カフェとギャラリーを併設し、みどりに囲まれたオープンデッキで飲み物や軽食を提供します。スポーツや芸術鑑賞の後のくつろぎの空間を演出します。



ギャラリーカフェの
オープンデッキ

提供品目	パスタ、カレー、サンドイッチ等の軽食、飲料、スイーツ、アルコール類（予定）
営業期間	年末年始、毎週水曜日を定休日とする通年営業

○売店

内容	提供品目	備考	営業期間
硬式野球場前花見台売店	おにぎり、サンドイッチ、カップラーメン、お菓子、飲料	利用者のニーズに合ったメニューを提供	●花見台売店 月曜日を定休日とする通年営業
噴水広場売店	麺類やホットドック、揚げ物、飲料、ソフトクリーム、敷物、玩具等	園内全域で食事が楽しめるよう、テイクアウトを前提として運営	●噴水広場売店 火曜日を定休日とする通年営業
プール施設内売店	おにぎり、サンドイッチ、カップラーメン、菓子、アイス、水着等	子どもの目線に立った売店運営を実施	7～8月のプール期間中
硬式野球場内売店	麺類、ホットドック、揚げ物類、おにぎり、サンドイッチ、飲料、菓子、カップラーメン、アルコール類等	テイクアウトを前提とした提供	3～12月の各種大会利用日

■オートテニス

テニスコートの待ち時間利用や、ファミリーや初心者の練習の場として、自主財源によりオートテニスの機器を設置し、自主事業を行ってきました。

引き続きこの機材を利用してオートテニス場を営業します。

また、オートテニスの利用に伴うサービスとして、テニスラケットやテニスシューズの貸出を行い、利便性向上と利用促進を図ります。



オートテニス

営業時間	9：00～16：00	営業期間	通年（悪天候時休業）
設置台数	2台	設置場所	テニスコート横
料金設定	使用料 1回（約30球）：200円 レンタル料 ラケット：1回100円 シューズ：1回100円		

(2) 事業の実施体制など具体的な内容

事業の実施にあたっては、構成企業および委託先企業の特長や運営ノウハウを活かし、効率的な運営によって駐車場や自動販売機の収益力向上を図ります。これにより、更なる管理運営の充実を目指します。

■有料駐車場

オーチューが、本公園での運営実績や他施設でのノウハウを活かし直営で運営します。

○駐車場の利用システム

料金所は、駐車場管理機器を導入して機械化を行い、繁忙期や天候状況により、臨機応変に人員体制や勤務時間を調整して、業務の効率化を図りながら運営します。

○繁忙期の対応

高校野球をはじめとする各種大会開催時やプールの営業期間などの繁忙期には運動広場を臨時駐車場として活用し、利用者ニーズに柔軟に対応します。その場合、運動広場の自由な利用を妨げないよう、イベントや大会内容により、駐車場利用スペースを全面、1/2面、1/3面など必要に応じた広さに設定し、柔軟に対応します。

また、硬式野球場で人気の高い試合の時には、道路交通情報センターへ情報提供するとともに、園内を通る市道に交通誘導員を配置し、横浜市営バスの運行や周辺住民に対し迷惑をかけないようにします。

■自動販売機

自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託し、販売品目や防犯対策、節電等について適切に指導します。

○委託する業務

商品補充と品質管理、使用済み容器の回収、売上金の集金、釣銭の補充、事件や事故発生時（機器破損等）の対応

■軽飲食・売店

各店舗の運営は、それぞれの目的にふさわしい専門業者へ業務委託し、グループ代表が清掃や接客態度等について日々チェックをするとともにメニュー・営業時間等の見直しなどを適宜行い、利用者へのサービス向上に努めます。

○委託する業務

軽飲食・売店施設の営業、軽飲食物の販売提供及び食品衛生管理、収納金業務

■オートテニス

グループ代表が直営で運営し、料金回収や清掃、日常の点検や雨天後のコート整備などを行います。

機器の保守点検については製造業者に委託し、適切に実施します。



計画書6 「利用料金について」

(1) 利用料金制導入施設がある場合の利用料金の設定

利用料金制度は、指定管理者に料金設定（減額、割引等）の裁量を与え、利用者増・利用料金収入増を図り、利用者サービス向上につなげる制度です。本公園では、平成21年度に硬式野球場など8施設で利用料金制度が導入されて以降、利用者サービスの向上を図るとともに、利用者増や利用料金収入増に取り組んできました。

■ 利用料金制度の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方

本公園のほとんどの利用料金施設では、土日祝日を中心に利用率が9割を超えていることもあり、これまでは上限額での利用料金設定を行っています。スポーツ大会誘致や体育館の利用時間拡大など様々な利用促進を図った結果、平成21年度から平成24年度の4年間で提案（計画）を上回る収入を確保し、これを管理運営経費に充当することができました。

■ 利用料金を徴収する施設及びその料金設定（時間、期間）の考え方

今後、平日の利用を促進する余地がある軟式野球場等の3施設について、平日料金を半額とする利用料金を設定し、一層の利用促進と利用者サービスの向上を図ります。

平日料金を設定する利用料金施設			県条例の上限料金		指定管理者設定利用料金	
			区分	料金	区分	料金
軟式野球場			1面1時間	1,060円	平日：1面1時間（注2）	530円
					土日祝日：1面1時間	1,060円
少年野球場			1面1時間	470円	平日：1面1時間（注2）	230円
					土日祝日：1面1時間	470円
ラグビー場	入場料を徴収する場合		1日	（注1）	1日	（注1）
	入場料を徴収しない場合	全面	1時間	10,800円	平日：1時間（注2）	5,400円
					土日祝日：1時間	10,800円
		半面	1時間	5,400円	平日：1時間（注2）	2,700円
					土日祝日：1時間	5,400円
	4分の1面	1時間	2,700円	平日：1時間（注2）	1,350円	
土日祝日：1時間				2,700円		

（注1）徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が108,000円未満のときは108,000円とする。

（注2）夏休み期間中などの平日は土日祝日料金とする。

○上記以外の利用料金施設の硬式野球場、テニスコート、サッカー場、プール、体育館は、県条例の利用料金上限額と同額とします。

【2019年度実施計画】

○ラグビー場、サッカー場の利用料金について、平成19年度から実施されている激変緩和措置について、引き続き関係団体と調整を行い、それと連動するラグビー場平日利用料金の半額化の提案も併せて話し合いを進めていきます。

○ラグビー場・軟式野球場・少年野球場の平日の利用拡大について、料金半額制を導入し、一層の利用促進と利用者サービス向上を目指します。

(2) 減免の考え方

料金の減免については、施設特性、利用特性に応じた独自の減免規程を設け、県都市公園条例第 36 条に基づき、県の承認を得て行います。事業の公益性の高さや行政目的を考慮し、減免対象を決定しますが、一方で一般の利用者に対して不公平にならないように配慮します。

なお、教育機関及びその関係団体が行う、子どもや学生の活動の場を広げる目的での利用については全額減免とします。ただし、全額減免の対象であっても、大会主催者などが入場料を徴収する場合には、半額減免とします。

計画書7 「利用者への対応」

(1) 接客対応及びその研修等

グループ代表では、毎年1回「親しまれる公園づくり懇談会」を開き、外部有識者の提言を取り入れて公園運営に活かしています。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」の心構えで利用者に接することにしてしています。その結果、平成24年度の県指定管理業務評価の利用者満足度の項目では「A」の評価を得ています。

今後、これに加えて、新たに「コンシェルジュリーダー」を指定し、さらに詳しい公園情報をより丁寧に提供するなどして、公園利用者が快適に過ごせるように努力します。

■ 基本的な接客の姿勢と対応

私たちは、以下のような点を重視し、職員一人ひとりが接客対応していきます。

- ・ 全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ ユニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・ 利用者に積極的に挨拶をします。
- ・ 問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・ 明るい声で丁寧な電話対応をします。

○ 職員の情報共有の徹底

全職員がパークコンシェルジュとしての役割を果たすためには、常に正確かつ最新の公園情報を把握していることが重要です。

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、連絡ノートの回覧を行います。また、月1回の定例全体会議において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

○ コンシェルジュリーダーの指定

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者に更に詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。また、このことをホームページやポスターで利用者に周知します。

■ 接客研修、OJT等によるスキル向上

接客研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象とした接客研修の開催 ・ 園長をリーダーとして、「接客マニュアル」を用いた公園ごとの接客及び苦情対応研修（年1回） ・ 「公園モニター」結果に応じた接客研修
OJT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や定例の全体会議等において、「接客マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の対応を定期的にチェック ・ 利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施

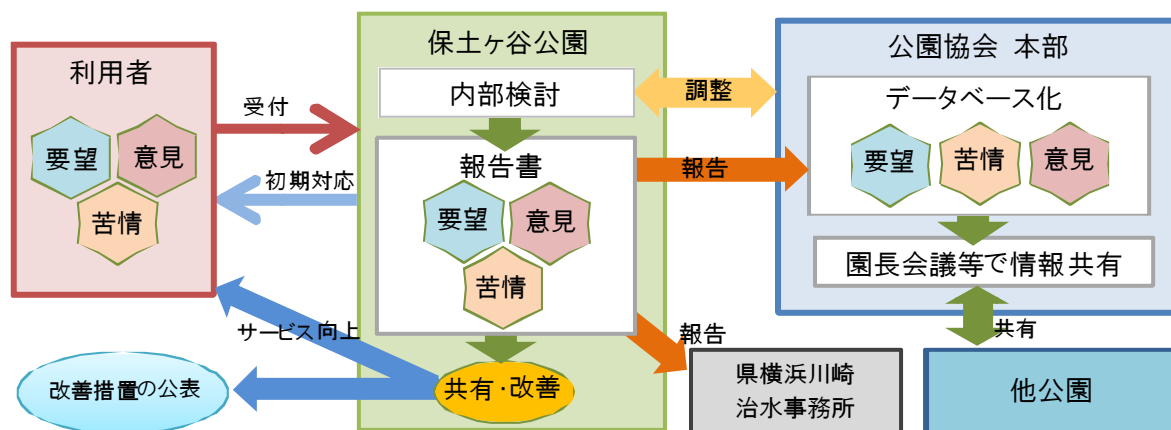
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、あわせてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

■基本的な苦情処理の流れ



■適切な苦情対応を行うための研修

グループ代表の「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルは苦情対応の事例を多く記載する等実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

■公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者にな納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。

■適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、園内の職員会議にて情報を共有します。

○○J T (職務を通じて先輩から後輩への指導)

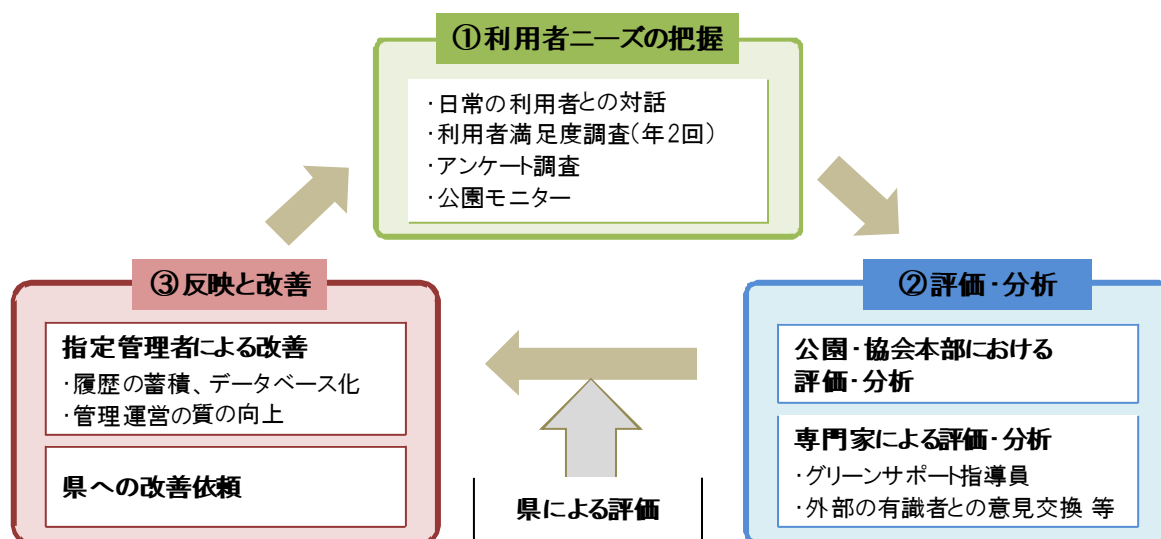
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園管理運営フォーラム等）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

（４）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

■利用者ニーズの把握と反映の仕組み

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析のうえ運営改善に反映させます。



■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映していきます。

利用者満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施【簡易（随時）アンケート+詳細アンケート】 イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時）
公園モニター制度	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募 モニターがチェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る。

【2019年度実施計画】

○日常のアンケート調査のほか、年2回の利用者満足度調査を実施し、利用者や地域住民の声を受け取りながら、業務の改善に反映させていきます。

○「公園モニター制度」の仕組みづくり（モニターの公募方法、チェック方法、評価・分析の方法）に取り組みます。

■利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

本公園では、実際の利用者ニーズに応じて下記の通り運営を改善しました。

和式トイレを洋式トイレに改修	園内 6 か所のトイレを洋式トイレに改修
体育館のカーテンの更新	遮光カーテンの劣化が原因で、体育館でのプレーに支障があるとの要望を受け、カーテンを更新
混雑時の歩行者専用道路の設置	高校野球開催時に通路に行列ができ、目の不自由な方から歩行しづらいという要望があったため、通路の一部を仕切って歩行者専用道路を設置

計画書 8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

当協会は、これまで 40 年にわたる公園の管理経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

本公園は、都心部にあり様々なスポーツ施設がある利用者の多い公園です。また、一部施設の老朽化も進んでいることから、日常の巡視、点検を重視しています。

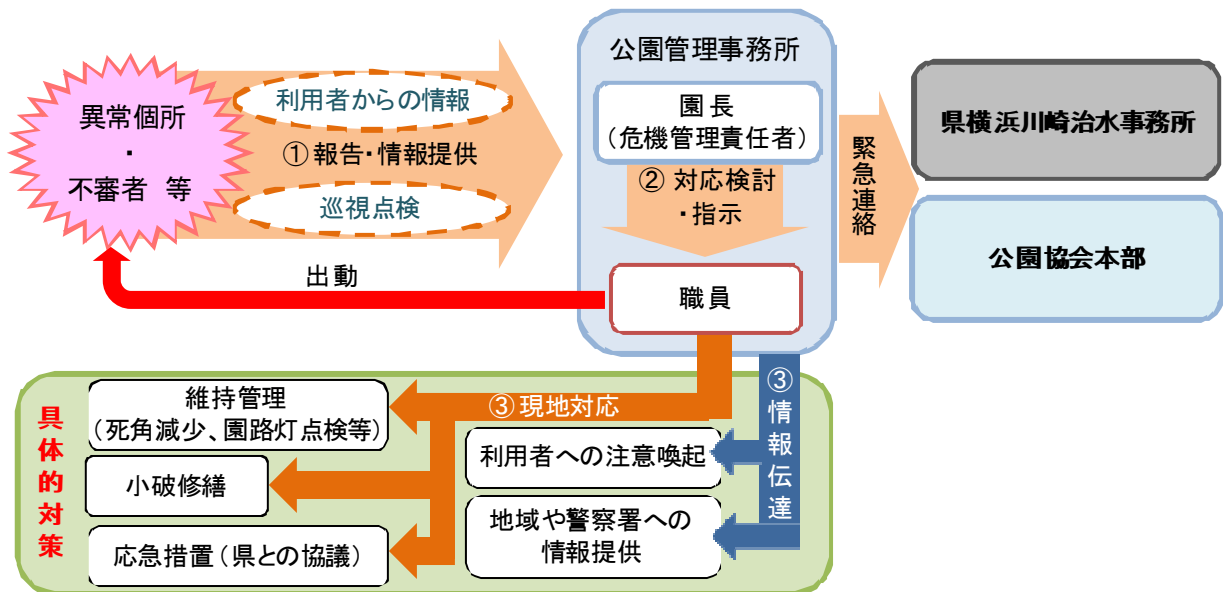
巡視、点検にあたっては、敷地面積の広いことや公園区域が道路を挟んで2つの区域に分断されていること、外周部に急傾斜地が多く一部が「土砂災害警戒区域」に指定され、その斜面上の樹木も密生、高木化して倒木の危険性が増していることから、特に注意の必要な箇所に重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。

あわせて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■ 防犯対策等安全確保の実施体制

○ 日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○ 夜間・年末年始等の体制

夜間および年末年始など勤務時間外は、警備員が園内の巡回警備と建物施設等の開、施錠を実施します。同時に問い合わせに関する電話対応や来訪者対応をします。また、必要に応じて園長などへ緊急連絡します。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

日常巡視	毎日1回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、遊具などの施設の状態を目視で確認 早朝・夜間は警備員により毎日5回の巡視を実施
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック 当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との情報共有	地域住民、警察署や消防署との連携により、地域や近隣自治会との防犯情報の共有に努める

■施設の安全対策

○プールにおける安全対策

プール運営全般を担当するオーチューが、辻堂海浜公園をはじめとする施設運営の実績を活かし、確実な安全管理を行います。

プール監視	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社水上安全法救助員または救急法救急員の有資格者を配置 C P T Rを確実にを行い、利用者の安全性確保 監視の重点項目はマニュアルにより実施計画を策定 複数人体制での監視台を用いた高い位置から死角の防止
訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の人工呼吸・引き上げ・連絡訓練の実施 月1回の溺者を想定した責任者以外非通知の総合訓練
利用指導	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する利用ルールの周知とマナー向上の呼びかけ 利用者の年齢、体格に応じたプールエリア及び保護者付添いの指導
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や園内放送で置き引きや盗撮の注意喚起 県と協議のうえ、防犯カメラや貴重品ロッカーの増設の検討

○駐車場における安全対策

夏場の高校野球シーズンには、駐車場待ちの車で周辺道路が渋滞するため、イベントによる利用者の増加をあらかじめ予測し、必要に応じて外周道路に誘導員を配置して交通整理を行います。また、高野連とも連携して駐車場の整理、誘導します。

○その他施設における安全対策

施設毎の安全確保のポイント	
遊具	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の目視、月1回の打診等安全点検と年1回の専門業者による定期点検を実施 絵や図を取り入れた解説板を設置し、利用者に安全な遊び方を周知 点検・修繕履歴の作成
樹林地 ・ 植栽樹木	<ul style="list-style-type: none"> 枯損木や倒木の発生の可能性が高いエリアは重点的なパトロールを実施 接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み 危険斜面の点検・巡視、民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告
園路・階段	<ul style="list-style-type: none"> 未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修 木製階段の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検
池・流れ	<ul style="list-style-type: none"> 池の周囲の手すりの点検の実施 堤体にひび割れ等の異常がないか等の点検の実施

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。なお、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険に加入します。

■ 火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、建物施設が改修された場合等には必要に応じて計画の見直しを行います。

定期的に消防設備の自主点検と法定点検を行うとともに、必要に応じて保土ヶ谷消防署の指導を受け、消防署や大会主催者と連携して消防訓練を行うなど火災への対策を継続します。

◆◇ 高野連と連携した火災訓練の実施 ◆◇

平成 25 年度より、高野連と連携し、硬式野球場で火災訓練を実施しました。高校野球開催時の想定のもと、審判団や横浜単人高等学校の生徒など約 100 名が参加し、消火訓練などを行いました。



高野連との火災訓練

■ 維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ・ 園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守 ・ 作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 ・ 小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・ 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策は責務として位置づけ（当協会が定める ████████ への明記） ・ 作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ ボランティア保険加入を促進

■ 安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。

■ 安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

新規採用者に対する安全衛生教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則第 35 条に基づく安全衛生教育を実施
OJT 等による日常的な研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施 ・ スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施 ・ 公園のスタッフを対象に遊具点検に関わる研修会を開催（年 1 回）
必要に応じた外部研修の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の安全講習会（県実施の「防除関係者講習会」）を受講 ・ 遊具の安全点検講習（外部講習）に、管理主任が数年に 1 回、出席 ・ 資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）を担当する職員全員が専門機関の講習受講

計画書9「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、「事件・事故対応マニュアル」に基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

また、グループ代表では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

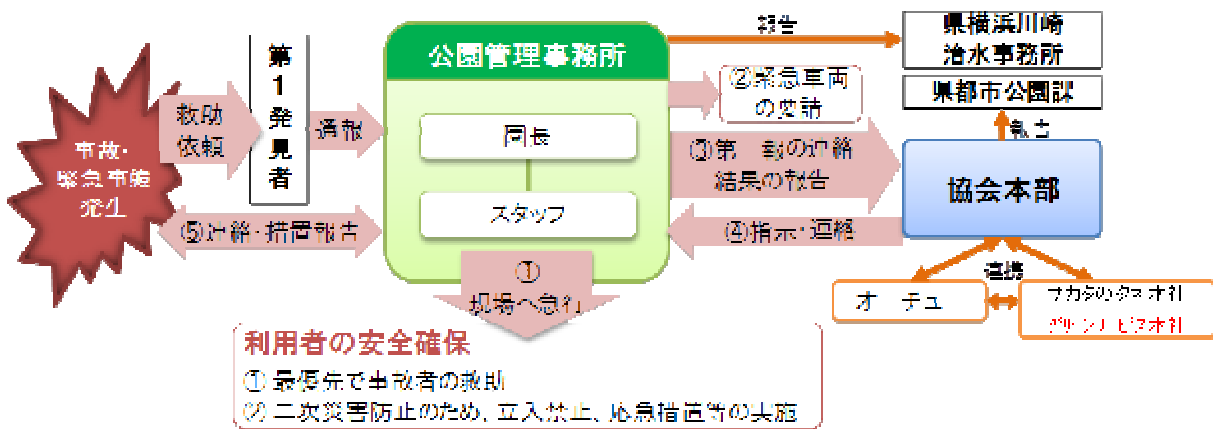
特に保土ヶ谷公園は丘陵地にあり、公園周辺は土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。そのため、通常的气象警報に加えて、土砂災害警戒情報にも十分注意し、解除後には適切な対策をとります。

また、野球場をはじめとする様々な施設に多数の利用者がいるため、事故、気象災害が発生した場合や発生が予測される場合には、必要に応じて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

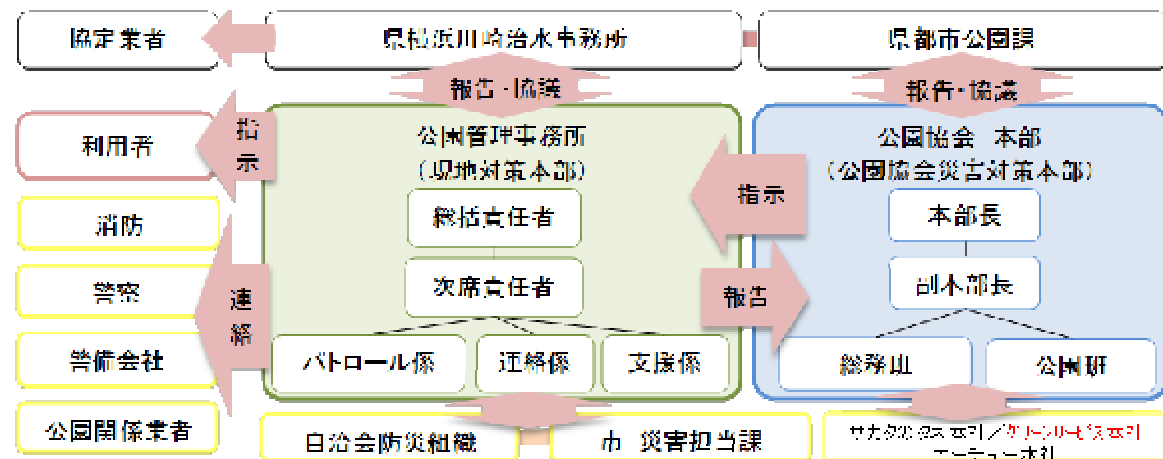
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長 (不在時は、副園長)	情報収集、伝達、連絡体制等を総括し、県治水事務所や協会本部へ状況報告する。
次席責任者	副園長(不在時は、統括管理主任等)	現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる。
パトロール係	統括管理主任、 公園管理主任、 パート職員等	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する。
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する。
支援係		避難した方への応急手当や県や市への支援活動を実施する。

○夜間および年末年始の対応

夜間は、警備員が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け参集します。年末年始には、日中から警備員が園内巡視にあたり、当番表により公園職員が現場へ急行できる体制を取るとともに本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。作業車で園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。有料施設等の利用中止を決定した場合、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、危険性の高い有料施設については速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

大雨、大雪、暴風警報が予想される場合	警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとる。
雷注意報が発表された場合	速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行う。 雷鳴が聞こえてきたら、プールや野球場、テニスコートなどの屋外有料施設の利用中止を呼びかけ、建物内など安全な場所への一時避難を促す。
土砂災害警戒情報への対応	土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、利用者だけでなく職員も斜面地等に近寄らないように周知する。 解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施。
その他の異常気象等への対応	竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行う。



【2019 年度実施計画】

■大雨、大雪、暴風等警報発表時

大雨、大雪、暴風警報が発表された場合には気象状況に関わる情報を収集し、次のとおり対応します。

①8時30分から17時15分に警報が発表された場合（年末年始を除く）

- A) パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- B) 安全に園内をパトロールできる場合、園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重点 点検 箇所	大雨時	池や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

C) 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県横浜川崎治水事務所と公園協会本部へ被害状況を報告

D) 台風時等には、必要に応じて時間外待機を実施

②時間外及び年末年始に発表された場合

A) 安全に園内をパトロールできる場合、8時30分までにスタッフが園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施し、速やかに県横浜川崎治水事務所と公園協会本部へ報告。なお、被害がない場合は警報発表後の開庁日8時30分までに県横浜川崎治水事務所と公園協会本部へ報告。

B) 8時30分時点で安全に園内をパトロールできない場合、その旨を県横浜川崎治水事務所と公園協会本部へ報告

C) 危険箇所の重点点検を実施し、新たな被害がある場合は、県横浜川崎治水事務所と公園協会本部に報告

※土日祝日及び年末年始の場合は、「県横浜川崎治水事務所」と「県横浜川崎治水事務所担当者の携帯電話等」とする

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園は運動施設が多く、病人・けが人の発生する危険度が高いため、全職員が冷静に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図っています。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します
II 応急手当	・呼吸、意識の確認⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合⇒屋内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。
IV 報告	・事態収拾後には県横浜川崎治水事務所、協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

管理事務所と硬式野球場、サッカー場、ラグビー場、体育館およびプールにそれぞれ1台ずつAEDを設置しています。また、各運動施設には救護室が設置されており、特に利用頻度の高い硬式野球場と体育館では、救急箱を設置して必要に応じて応急処置を行います。

○看護師等の派遣に関する情報提供

大会主催者が看護師の派遣を希望する場合、近隣の救急病院等に関する情報提供を行っています。

■救急救命士に準ずる資格保有者の配置

プールの監視員には、日本赤十字社水上安全法救助員または救急法救急員の有資格者を配置します。また必要に応じて、看護師免許保有者を配置します。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取り扱い訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

○応急手当講習プログラム等の受講

プール監視員は全員、プールに配置する前に、応急手当講習を含めた研修を受講します。また、搬送や救助一連の研修を組み合わせ実施し、時には利用者の協力を得ながら、プールからの避難訓練なども実施していきます。

計画書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

当協会では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び前出指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)

【勤務時間内発生時の対応】

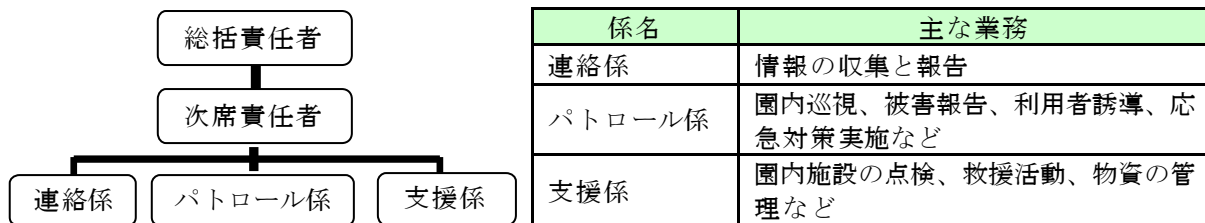
原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

- 公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集
 - ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
 - ・職員は [REDACTED]
 - ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県横浜川崎治水事務所と協会本部に報告します。
 - ・ [REDACTED]

【配備体制】

- 本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置
- 震災時の人員配置体制
 - ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
 - ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

- 勤務時間中の場合、運動施設、駐車場は営業を即中止して、非常用出口の開放や緊急避難を開始する旨の園内放送を行います。

【2019 年度実施計画】

■大地震が発生した場合

①8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合（年末年始を除く）

来園者への注意喚起等を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県横浜川崎治水事務所と公園協会本部へ報告します。

②時間外及び年末年始に震度4の地震が発生した場合

地震後、園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施して、8時30分までに被害の有無にかかわらず被害状況を県横浜川崎治水事務所と公園協会本部へ報告します。

③震度5弱以上の地震が発生した場合

災害対策活動指針に基づき職員を参集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置します。また、地震後の対応と報告は①と同様に行います。

※土日祝日の場合は、「県横浜川崎治水事務所」を「県横浜川崎治水事務所担当者の携帯電話等」とする

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は広域避難場所に指定され、地震等による大規模火災発生時には地域住民が多数避難してくることが予想されます。また、大災害時、自衛隊などが被災地で円滑に救助救援活動を行うための活動拠点である「広域応援活動拠点」にも指定され、ヘリポートなど公園全体を利用するため資機材の受け入れ基地や仕分けの場所として、県と協議しながら対応していく必要があります。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

災害情報の受発信	<ul style="list-style-type: none"> 地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用した情報収集 園内放送システム連動型の告知システムの構築及び利用者への迅速な情報提供
災害対策マップの活用と更新	<ul style="list-style-type: none"> 園内の防災設備の位置、避難場所を明示した災害対策マップを作成、掲示 公園周辺も含めた改修工事や周囲の状況変化に応じた災害マップ改訂
利用団体との協力	<ul style="list-style-type: none"> 運動施設利用の大会主催者に対する避難誘導や安全対策について周知
災害協定による支援	<ul style="list-style-type: none"> グループ構成団体の全国ネットワークを活用した災害時の相互支援体制を構築

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や保土ヶ谷区と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、広域避難場所である保土ヶ谷公園から桜台小学校等の震災時避難場所（地域防災拠点）への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ体制について、事前に横浜市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供するためにハンドマイク等を整えます。

■日常訓練の充実

緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。また、防災をテーマとしたイベントを開催します。

委託業者と連携した日常訓練	・売店などの委託業者と合同で、年1回防災訓練などを実施
区と連携した防災訓練の実施	・保土ヶ谷区役所総務課、地域振興課と、防災についての情報交換や災害時の避難所の在り方の検討、防災訓練などを協議
炊き出し体験の実施	・森の遊びやプレイパークにおいて、園内の枯れ枝や薪を使った火おこしや、防災かまどでの炊き出し訓練を実施
利用者と一体となった避難訓練	・高野連と連携し、硬式野球場において避難訓練を実施

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、グループ代表の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。

○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害用支援型ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県横浜川崎治水事務所や横浜市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、県や市からの要請があった場合や、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

■職員への教育

グループ代表では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園ごとにも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。



避難訓練・初動対応訓練	<ul style="list-style-type: none">・公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練（年1回以上）・定期的な災害図上訓練も取り入れ様々なタイプの災害に対応できる体制を構築
参集訓練	<ul style="list-style-type: none">・勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施・本公園職員以外の参集職員が、放送設備の使用方法や扉の開錠方法を学ぶ
通信訓練・連絡体制確認	<ul style="list-style-type: none">・公園と本部相互の衛星電話等の通信確認・衛星電話の操作方法の確認・緊急連絡網の再確認や再構築を実施

【2019年度実施計画】

- 当公園で開催予定の「横浜市総合防災訓練」についての協力のほか、避難訓練にも参加し、災害時において、市と連携しながら迅速かつ的確な対応がとれるよう努めていく。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある 施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

本公園では、地域の団体や人材を積極的に活用することで施設への愛着や親近感を高め、生きがいづくりやコミュニティ形成の繋がりをさらに強めていきます。

各種運動施設では、各競技団体や自治体等と連携しながら円滑な大会運営に努め、その活動をスポーツや健康づくりを楽しむ公園としての魅力拡充につなげます。

また、神奈川フィルハーモニー管弦楽団や地元アーティストに協力を依頼し、幅広く県民の活動の場を提供します。

さらに本施設が行政機関や近隣自治会との間で日常的に連絡調整を図りながら、一体となった防災への取組みを行います。

テーマ	連携先
スポーツ、健康	神奈川新聞社
	神奈川県ラグビーフットボール協会
	神奈川県サッカー協会
	横浜 F C
	(株) 安藤スポーツ
	COJB (サッカークラブ)
みどり、文化、芸術、文	神奈川フィルハーモニー管弦楽団
	地元ミュージシャン、画家、写真家
	保土ヶ谷区
	地元市民団体サークル
	タウンニュース保土ヶ谷版
	大学や企業、研究機関
防災、防犯	横浜市、保土ヶ谷区、近隣自治会、近隣住民
	保土ヶ谷警察署
	(一財) 神奈川県高等学校野球連盟
	保土ヶ谷消防署
	県防災協力業者

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、グループ代表が中心となってボランティアとの連携、育成に取り組めます。そのため、「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

協働のテーマ	連携先
維持管理への協力	フラワーメイト
	地域シルバー団体
	土友会、公緑会、NPO団体
	地域団体、個人ボランティア
イベント運営の協力	保土ヶ谷わくわくプレイパーク
	アートイベントボランティア
	近隣農家、牧場、養蜂家など（横浜中部地区市民朝市出店者会） スポーツイベントボランティア

◆◆ ボランティア交流研修会の開催 ◆◆

当協会では、NPO法人G I Pと協働でボランティアの方々に他の公園の先進事例を学んでいただくため、視察およびボランティア交流会「グリーンエンジョイ」を開催しています。

なお、平成 25 年度には秩父宮記念公園とサカタのタネ総合研究センターへの視察を行いました。



グリーンエンジョイ

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年 600 点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を本公園を始め他公園や病院等で開催しています。



花とみどりのフォトコンテスト
ギャラリーでの表彰式

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■アートホールとの交流・連携

園内の中心に位置する県立「かながわアートホール」は、年間を通じて音楽、演劇、舞台の練習や公演など様々芸術活動に利用されています。そのため相互のホームページへのイベント掲載やポスター、パンフレットの配架など、情報発信での連携を図っています。

また、梅まつりではアートホールと梅園の両方で吹奏楽演奏を同日開催するなど、連携を図ったイベントを実施します。さらに災害時にも相互に連携を図り協力体制を図っています。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園は都心部にあり、近隣の企業や学校の活動の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受け入れていきます。

■ 地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園でも以下の2つの企業が公園の運営管理協力を行っています。その際、資材・機材の提供や技術指導を行っており、今後も活発なCSR活動をサポートしていきます。

■ 学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。特に桜丘高校は、公園での活動を通じて地域との交流を深める場となっています。

計画書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで駐車場収入、利用料収入、自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

グループ代表は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

<p>事務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・ 特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減 ・ 競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等） ・ 受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・ 物品購入や機器リースにおける集約発注 ・ リース機器が継続使用可能な場合の再リース
<p>植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定材はチップや薪として使用し、廃棄コストの大幅な削減 ・ 類似業務の連携性を深め、一括的な発注を行うことでトータルコストの圧縮 ・ 設備機器点検を確実に実施し、故障の発生を抑制 ・ これまでの地域ネットワークを活かした効率的な事業運営
<p>人件費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続 ・ イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置

<付属書類> 収支計画書・支出計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

計画書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、県横浜川崎治水事務所、公園協会本部、サカタのタネ本社、グリーンサービス本社、オーチュー本社としっかりとした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担**■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況****■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制**



<別表> 現地の職員配置計画



保土ヶ谷公園 事業計画書

[Empty rectangular box for content]

(公財) 神奈川県公園協会・(株) サカタのタネ・サカタのタネ グリーンサービス (株) ・
(株) オーチューグループ

(公財) 神奈川県公園協会・(株) サカタのタネ・サカタのタネ グリーンサービス (株) ・
(株) オーチューグループ

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■ 指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は00、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■ 具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
危険木処理等	危険木処理等	事前に周知看板を設置する等、安全確保を指導	処理本数、処分方法を点検
芝刈作業、エアレーション業務等	芝刈作業、エアレーション業務等	芝の密度を高め、雑草が生えにくくなるよう、刈込高等を指導	芝刈面積、作業後の草処分等を確認
電気工作物、噴水設備、自動ドア、遊具、エレベーター等の点検	電気工作物、噴水設備、自動ドア、遊具、エレベーター等の点検	法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないよう指導	業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いないかを点検
野球場等管理	硬式野球場のグラウンド管理等	大会スケジュールの把握し、試合運営が円滑に進むよう指導	業務報告書により適切に履行しているか確認
宿直警備 巡回警備 特別警備	宿直警備 巡回警備 特別警備	適切な利用者対応と迅速な対応について指導	作業日報により適切に履行しているか点検
建物等清掃・点検	建物等清掃・点検	清掃場所や実施時期、検査項目の漏れがないよう指導	業務報告書により適切に履行しているか点検
粗大ゴミ・不法投棄	粗大ゴミ・不法投棄	manifestoにより事業者と契約を取り交わし実施	破棄場所・方法について、産業廃棄物管理表により点検

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

グループ代表では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】

■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

グループ代表では、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

計画書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

私たちグループでは、グループ構成団体のそれぞれにおいて「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、適正な取扱いを徹底しています。

また、「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■各構成企業の諸規程

種別	内容	各構成企業の規程	
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員・職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	グループ代表	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		サカタのタネ	従業員就業規則
		グリーンサービス	社員就業規則
		オーチュー	就業規則、現業社員就業規則、パートタイマー就業規則 等
給与	職員の給与や手当についての必要事項	グループ代表	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
		サカタのタネ	賃金規程
		グリーンサービス	社員賃金規程
		オーチュー	賃金規定
会計	適切な会計処理に関する必要事項	グループ代表	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
		サカタのタネ	経理規程
		グリーンサービス	経理規程
		オーチュー	購買管理規定
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	グループ代表	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		サカタのタネ	パートタイマー就業規則
		グリーンサービス	社員就業規則
		オーチュー	賃金規定
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	グループ代表	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
		サカタのタネ	権限規程・個別権限基準表
		グリーンサービス	権限規程・決裁基準表
		オーチュー	契約内容確認規定、設計管理規定
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	グループ代表	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
		サカタのタネ グループ	コンプライアンスマニュアル コンプライアンス委員会運営規程 コンプライアンス相談窓口運営規程
		オーチュー	リスクアセスメント規定
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	グループ代表	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
		サカタのタネ グループ	営業秘密管理規程
		オーチュー	個人情報取扱規定、情報取扱規定

■法令遵守の取組み状況

グループ代表は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員及び共同事業者のコンプライアンスの徹底を図ります。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、グループ構成団体においても個人情報に関する取扱規程を定めていますが、グループ代表者である神奈川県公園協会の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取り扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取り扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○個人情報保護の具体的な取組み

管理責任者の明確化	公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取り扱いを行う
研修等による職員への周知徹底	毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施
県の「PDマーク」に登録	県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取り扱われていることを利用者等へ明示
パソコンデータの取り扱いに関するセキュリティの強化	個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取り組む
情報開示	情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたってグループ構成員は、それぞれ「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

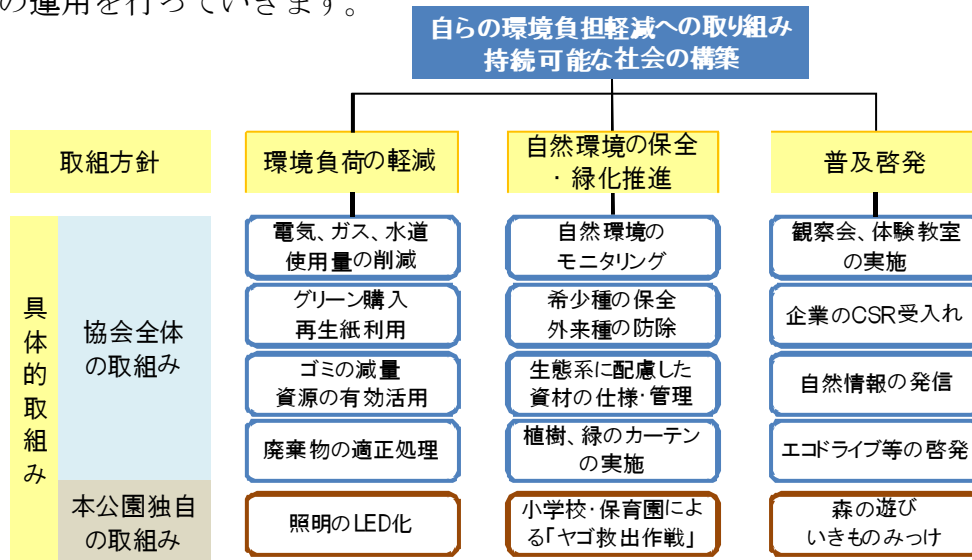
■ 独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

グループ代表は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○ グループ代表の環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減とならんで、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きPDCAサイクルによるシステムの運用を行ってまいります。



○ システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をPDCAサイクルにより、継続的に改善を図ってまいります。

■ 環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレトペーパー・コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化
- 作業用EV作業用軽トラックを導入し、環境負荷の少ない作業を実施
- 間伐・枝落としによる発生材のチップ化による資源循環型維持管理

■ 自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施（カモの飛来調査等）
- 外来植物メリケンソウ、ナガミヒナゲシ等の除去
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用
- 管理事務所、体育館での緑のカーテン設置
- 小学校・保育園対象「ヤゴ救出作戦」による生物多様性の促進と啓発

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- 地元企業のCSR活動受け入れ
- 屋外掲示板に季節毎の生物写真の展示と解説による自然情報発信
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 「森のあそび」、「プレイパーク」等の体験活動による子どもたちへの普及啓発
- ほどがや区民祭りの食器使用（リユース）等での普及啓発
- カフェにおけるマイボトル利用の促進
- エコキャップボックスの設置

（４）障がい者雇用促進の考え方

公園は、障がい者にとって憩いの場でもあります。一方で働きやすいフィールドでもあります。グループ代表は、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取組みます。

今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ（就労体験）の受け入れに協力します。また、地域の障がい者雇用を促進するため、当協会における就労機会の提供に取組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

平成29年度現在、3公園3人を雇用（障がい者雇用義務数3人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業
相模原公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業
辻堂海浜公園	園内の清掃
茅ヶ崎里山公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業
当協会花苗事業	花苗・苗木の生産

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ、優先的に発注する仕組みづくりにも取り組んでいきます。